

神戸国際語学院 学則

第1章 総則

第1条（目的）

本校は、日本語を母語としない者に対し、日本語教育を行い、日本社会における生活、進学及び社会活動に必要な日本語能力を育成し、主体的に学び、社会と関わる力を養うことを目的とする。

第2条（名称）

本校は、神戸国際語学院と称する。

第3条（位置）

本校は、本校舎を兵庫県西宮市本町6番21号に置く。

第4条（自己点検・評価）

本校は、教育の質の保証及び向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について毎年1回以上、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果を教育活動の改善に反映させるよう努めるものとする。
- 3 前各項の実施に関し必要な事項は、自己点検評価規程に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員および休業日

第5条（日本語教育課程・修学期間・収容定員）

本校における日本語教育課程、修学期間、クラス数及び定員は、次の表のとおりとする。

4月生	課程名	修学期間	収容定員	クラス数	クラス定員
午前	進学日本語 2 年課程	2年	160人	8クラス	20名
午後			80人	4クラス	
7月生	課程名	修学期間	収容定員		クラス定員
午後	進学日本語 1 年 9 か月課程	1年9か月	80人	4クラス	20名
10月生	課程名	修学期間	収容定員	クラス数	クラス定員
午前	進学日本語 1 年 6 か月課程	1年6か月	18人	1クラス	18名
午後			18人	1クラス	
午前			178人	9クラス	
午後			178人	9クラス	
総計			356人	18クラス	

* 入学時の日本語能力に応じてクラスを編成する。入学後速やかにプレースメントテストを実施し、日本語の習熟度に応じたクラスに配属する。

* 入学生状況により、『留学のための課程』の合計収容定員数の範囲内において、各課程（2年課程、1年9か月課程、1年6か月課程）のクラス数および受入人数（内訳）を調整・変更することがある。

第6条（始期終期・学期）

本校の課程は以下のとおりとする。

- (1) 本校の進学日本語2年課程は、4月に始まり、翌々年の3月に終わる。
- (2) 本校の進学日本語1年9か月課程は、7月に始まり、翌々年の3月に終わる。
- (3) 本校の進学日本語1年6か月課程は、10月に始まり、翌々年の3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

第7条（休校日）

本校の休業日は、原則次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 夏季・冬季・春季休業日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休校日においても授業を行うことができる。
 - 3 非常災害、感染症のまん延、その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第8条（始業終業の時刻）

本校の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

- (1) 午前の部 始業時刻 9時00分 終業時刻 12時20分
- (2) 午後の部 始業時刻 13時10分 終業時刻 16時30分

第3章 教育課程の内容、授業時数、学習の評価及び教職員組織

第9条（教育課程）

本校の教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。授業の1単位時間は、45分とし、1日4単位時間、週20単位時間を基本とする。

（1）進学日本語2年課程（1580単位時間）

レベル	課程の内容・到達目標	標準学習時間 及び授業時数
初級1 (A1)	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しを理解し、実際に用いることができる。直接法による実践的な活動を通じ、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	3か月・10週 200単位時間
初級2 (A2)	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	3か月・10週 200単位時間
初中級1 (B1-1)	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のある文章を作ることができる。	3か月・10週 200単位時間
初中級2 (B1-2)	日常生活における共通語での会話なら要点を理解することができる。経験、出来事、夢、希望などを説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。	3か月・10週 200単位時間
中級1 (B2-1)	日本での留学生活でふだん出合うような身近な話題や社会的な話題について、主要な内容を理解できる。また、日常の困難な場面において適切に対処し、自分の経験や意見を説明することができる。	3か月・10週 200単位時間
中級2 (B2-2)	具体的な話題だけでなく、データを用いた社会問題のような抽象的な話題についても、複雑な文章の主要な内容を理解できる。様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点や主張を説明できる。	3か月・10週 200単位時間
中上級1 (B2-3)	学習や社会場面で出合う幅広い話題について、複数の情報を比較・整理しながら、ある程度長く複雑な文章の主要な内容を理解できる。熟達した日本語話者と一定の流暢さで適切にやり取りができる。	3か月・10週 200単位時間
中上級2 (B2-4)	学習や専門的な話題について、複数の情報を整理しながら、自分の考えを明確な構成のレポートにまとめ、発表の場において質問に応じて説明を補足することができる。	3か月・9週 180単位時間

(2) 進学日本語1年9か月課程(1380単位時間)

レベル	課程の内容・到達目標	標準学習時間 及び授業時数
初級2 (A2)	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	3か月・10週 200単位時間
初中級1 (B1-1)	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のある文章を作ることができる。	3か月・10週 200単位時間
初中級2 (B1-2)	日常生活における共通語での会話なら要点を理解することができる。経験、出来事、夢、希望などを説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。	3か月・10週 200単位時間
中級1 (B2-1)	日本での留学生活でふだん出合うような身近な話題や社会的な話題について、主要な内容を理解できる。また、日常の困難な場面において適切に対処し、自分の経験や意見を説明することができる。	3か月・10週 200単位時間
中級2 (B2-2)	具体的な話題だけでなく、データを用いた社会問題のような抽象的な話題についても、複雑な文章の主要な内容を理解できる。様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点や主張を説明できる。	3か月・10週 200単位時間
中上級1 (B2-3)	学習や社会場面で出合う幅広い話題について、複数の情報を比較・整理しながら、ある程度長く複雑な文章の主要な内容を理解できる。熟達した日本語話者と一定の流暢さで適切にやり取りができる。	3か月・10週 200単位時間
中上級2 (B2-4)	学習や専門的な話題について、複数の情報を整理しながら、自分の考えを明確な構成のレポートにまとめ、発表の場において質問に応じて説明を補足することができる。	3か月・9週 180単位時間

(3) 進学日本語1年6か月課程(1180単位時間)

レベル	課程の内容・到達目標	標準学習時間 及び授業時数
初中級1 (B1-1)	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のある文章を作ることができる。	3か月・10週 200単位時間
初中級2 (B1-2)	日常生活における共通語での会話なら要点を理解することができる。経験、出来事、夢、希望などを説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。	3か月・10週 200単位時間
中級1 (B2-1)	日本での留学生活でふだん出合うような身近な話題や社会的な話題について、主要な内容を理解できる。また、日常の困難な場面において適切に対処し、自分の経験や意見を説明することができる。	3か月・10週 200単位時間
中級2 (B2-2)	具体的な話題だけでなく、データを用いた社会問題のような抽象的な話題についても、複雑な文章の主要な内容を理解できる。様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点や主張を説明できる。	3か月・10週 200単位時間
中上級1 (B2-3)	学習や社会場面で出合う幅広い話題について、複数の情報を比較・整理しながら、ある程度長く複雑な文章の主要な内容を理解できる。熟達した日本語話者と一定の流暢さで適切にやり取りができる。	3か月・10週 200単位時間
中上級2 (B2-4)	学習や専門的な話題について、複数の情報を整理しながら、自分の考えを明確な構成のレポートにまとめ、発表の場において質問に応じて説明を補足することができる。	3か月・9週 180単位時間

第10条 (学習の評価)

本校における学習の評価は、各授業科目ごとに形成的評価(客観的な採点基準に基づくルーブリック評価、提出物、発表、小テスト等)および総括的評価(学期末の到達度テスト等)を適切に組み合わせで行う。

- 前項の評価は、各科目において別に定めるシラバスの評価項目および構成割合に基づき、100点満点による客観的な到達度評価により行い、60点以上をもって合格とする。
なお、成績証明等においては、この点数に基づきA、B、C、D、Eの5段階の評語を付すことができる。
- 「総合日本語」等の統合型科目において、各言語活動(技能)ごとの到達度を確認する場合であっても、修了判定に係る成績評価は授業科目全体として総合した点数(100点満点)により行うものとする。
- 前各項の成績評価とは別に、生徒の客観的な日本語能力を測るための『熟達度テスト(学内模試等)』を定期的実施する。これは進路指導および自律学習の指標として活用するものであり、修了判定のための各科目の成績には算入しない。

第 11 条（教職員組織）

本校に次の教職員を置く。

- | | | |
|-----|---------|----------------------------|
| （１） | 校長 | １名 |
| （２） | 主任教員 | １名 |
| （３） | 教員 | １８名以上(内主任教員を含む本務等教員 9 名以上) |
| （４） | 事務統括責任者 | １名 |
| （５） | 生活指導担当者 | ３名以上 |
| （６） | 事務職員 | ４名以上（事務統括責任者を除く） |
- ２ 前項のほか、副校長、副教務主任等、必要な職員を置くことができる。
- ３ 校長は、本校の校務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。
- ４ 本務等教員の中から、教育課程の編成、学習評価の管理、及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

第 12 条（教員会議）

本校は、職務の円滑な執行を図るため、教職員会議を置く。

- ２ 教職員全体会議は、校長が年 2 回これを主宰する。
- ３ 教務課および事務局は、それぞれ定期的に部門会議を開催するものとする。
- ４ 前各項のほか、必要に応じて随時会議を開催することができる。

第 4 章 入学、編入学、休学、転学、退学、修了及び賞罰

第 13 条（入学資格）

本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- （１） 12 年以上の学校教育またはこれに準ずる課程を修了している者
- （２） 正当な手続により日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者
- （３） 信頼のおける経費支弁者を有する者
- （４） 本邦における不法滞在歴・本邦あるいは自国において犯罪歴のない者
- （５） 日本への留学目的が勉学であることを明確に有している者
- （６） 募集要項に定めた日本語能力がある者

第14条（入学時期）

本校の入学時期は、年3回とし、毎年4月、7月および10月とする。

第15条（入学手続）

本校の入学手続は、次のとおりとする。

- （1） 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要事項を記入し、全て揃えたうえ、別に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- （2） 前号の手続を終えた者に対し、第13条に定める要件に基づく入学選考を行い、入学者を決定する。
- （3） 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第24条に定める学費等納付金を納入するとともに、必要書類を提出し、入学手続を行わなければならない。

第16条（編入学）

本校への編入学を希望する者については、学習の進度が本校の教育課程に適合し、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めた場合には、選考のうえ、編入学を許可することができる。

第17条（休学・復学）

生徒が疾病その他やむを得ない事由により長期間欠席する場合は、休学とする。

この場合、生徒は、休学届にその事由および休学期間を記載し、医師の診断書その他必要書類を添えて申請し校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとするときは、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て、復学することができる。

第18条（転学）

生徒が自己の都合により転学を希望する場合は、その事由を記載した転学願を届出て、校長の許可を受けなければならない。

- 2 災害等により本校における学習の継続が困難である場合は協定校への転学を支援するものとする。

第19条（退学）

退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、退学又は除籍を命ずることができる。
 - （1） 正当な理由なく長期間欠席し、出席率が著しく不良で改善の見込みがないと認められるとき
 - （2） 第24条に定める学費等納付金を滞納し、催促に応じないとき
 - （3） 出入国管理及び難民認定法等の法令、又は本校の規則に違反したとき
 - （4） その他、生徒として著しく不適切であると認められるとき

第20条（修了及び卒業の認定）

本教育課程の修了要件は以下のとおりとし、本要件は教育課程開始時に生徒へ明示し、共有する。
校長は、以下の各号をすべて満たした生徒に対し、本課程の総合的な到達目標を習得したものと客観的に認め、当該コースの修了を認定する。

- (1) 当該教育課程において定められたすべての授業科目を履修し、全履修期間を通じて総授業時間数の80%以上に出席していること。（※日本語教育課程外で実施する生活指導等の活動については、出席時間数の算定には含めない。）
- (2) 第10条に定める学習評価に基づき、すべての授業科目において合格基準（60点以上）を満たしていること。

2 本校は、前項の規定により所定の課程を修了した生徒に対して、卒業証書を授与する。

第21条（修了要件を満たさない者の取扱い）

本校は、日々の学習状況の評価等により、前条の修了要件（到達目標の達成）に達しないおそれがあると認められる生徒に対しては、修業期間の途中で修了不可となることがないように、事前に追加課題、補習、再テスト又は個別面談等を実施し、修了要件を満たすための適切な学習支援及び措置を講ずるものとする。

- 2 前項の支援措置等を実施したにもかかわらず、所定の修業期間を満了した時点で前条の修了要件を満たさなかった生徒については、卒業を認定せず、「満期退学」として取り扱う。
- 3 前項の生徒からの申請に基づき、成績及び出席状況等を記載した在籍証明書又は成績証明書を発行することができる。

第22条（褒賞）

校長は、成績優秀であり、かつ、他の生徒の模範となる者に対し、褒賞を授与することができる。

第23条（懲戒処分）

生徒が、学則その他本校の定める諸規則を遵守せず、または生徒としての本分に反する行為を行ったときは、校長は、当該生徒に対し、懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、警告、退学勧告、退学処分の4種とする。
- 3 前項の退学勧告及び退学処分は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (5) 出入国管理及び難民認定法その他日本国の法令に違反した者
 - (6) 学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
 - (7) 不正入学または虚偽の申告（学歴、犯歴、心身の健康状態等）が判明した者

第5章 生徒納付金

第24条(生徒納付金)

本校の入学を許可された者および在學生は、別に定める学費等納付金規定に基づき、以下の納付金を納めなければならない。(1) 入学検定料(2) 入学金(3) 授業料(4) 施設費(5) 教材費(6) 課外活動費(7) 留学生保険料(8) 健康管理費(9) その他(事務手数料)

- 2 前項に定めるもののほか、入国時に必要となる空港送迎費用、印鑑作成代等については、別紙記載のとおりとする。

納付金(学費)の概要

(2027年度)

課程名	修学 年度	入学 検定料	入学金	授業料	施設費	教材費	その他*	納付金	修学期間 総額
進学日本語 2年課程	初年度	36,850	66,000	695,200	44,880	36,000	57,100	936,030	1,668,930
	2年目	0	0	695,200	0	30,000	7,700	732,900	
進学日本語 1年9か月課程	初年度	36,850	66,000	695,200	39,270	36,000	57,100	930,420	1,481,520
	2年目	0	0	521,400	0	22,000	7,700	551,100	
進学日本語 1年6か月課程	初年度	36,850	66,000	695,200	33,660	36,000	56,550	924,260	1,293,560
	2年目	0	0	347,600	0	14,000	7,700	369,300	

*その他には、課外活動費、保険料、健康管理費、事務手数料が含まれる。

*印鑑代及び空港送迎代については、別途徴収するものとする。ただし、事前の届出により当該サービスを希望しない旨を明示した者については、この限りではない。
(金額については別に定める募集要項に記載)

第25条(納付金の納入)

生徒は、在籍中、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。授業料は1学年分を前納するものとし、原則として分割納入は認めない。

- 2 特別の事由があると校長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、分納または減免を認めることがある。

第26条(納付金の滞納)

校長は、正当な理由なく所定の手続を行わずに授業料を2か月以上滞納し、かつ、納入の見込みがないと認められる場合は、当該生徒を除籍(懲戒退学)とすることができる。

第27条(納付金の返還)

既納の学費等納付金の返還については、関係法令(特定商取引に関する法律及び消費者契約法等)の趣旨を遵守し、退学又は入学辞退の事由及び時期(在留資格認定証明書の不交付、査証の不発給、入学前の辞退、入学後の退学等)に応じて、別に定める納付金返還規程に基づき、所定の手続を経て適正に算定し返還を行うものとする。

- 2 返還にかかる銀行振込手数料および海外送金手数料等の諸費用は、すべて返還対象者の負担とし、当該費用を差し引いた金額を返還するものとする。

第 6 章 雑則

第 28 条 (寄宿舎)

生徒は、原則として入学後一定期間（7か月）、本学の学生寮（寄宿舎）に居住しなければならない。
ただし、入学前に本校の許可を得ている場合はこの限りでない。学生寮の寮費および入寮規則、
その他必要な事項は、学生寮（寄宿舎）規程に定める。

第 29 条 (生徒の居住地)

生徒は、通学に支障のない範囲に居住しなければならない。

第 30 条 (一時帰国)

生徒が一時帰国を希望する時は、必ず学校に連絡し、許可を得た後、所定の手続き（一時帰国申請書の記入等）を完了してから航空券を購入すること。

第 31 条 (健康保険)

生徒は在籍期間中、国民健康保険に加入しなければならない。

第 32 条 (健康診断)

生徒の健康診断は、毎年 1 回実施する。生徒は必ず受診しなければならない。
但し、健康上の理由、またはやむを得ない理由があると校長が判断した場合はその限りではない。

第 33 条 (避難訓練)

本校は、毎年 1 回以上、災害に備えて避難訓練を実施する。

第 34 条 (帳簿の備付け等)

本校は、認定日本語教育機関の運営状況について、関係法令（施行規則第十条）に基づき、
以下の事項を帳簿に記載し備え付けるものとする。

- (1) 日本語教育課程の日課、教材一覧及び日ごとの活動状況
- (2) 教職員の氏名、履歴、出勤状況並びに担当学級又は担当の授業科目及び時間表
- (3) 生徒の学習の状況の記録及び出席状況
- (4) 入学者の募集、選考及び成績考査に関する事項
- (5) 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況
- (6) 資産、出納及び経費の予算決算並びに図書、機械器具その他の教具の目録に関する事項
- (7) 生徒の健康の状況、医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況及び生徒の健康診断の実施状況

2. この帳簿は、記載の日から5年間保存しなければならない。

ただし、生徒の学習の状況の記録のうち入学、卒業等の学籍に関するものについてはその保存期間は20年間とする。

第35条(改訂)

本則を改定する際は、校長と主任教員及び事務統括責任者が出席する会議で決定を行うものとする。

2 学則の改訂においては、十分な期間をもって在籍する学生に告知するものとする。

附則

本規則は、2027年4月1日から施行する。